

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市情報公開審査会
会長 曾我部 真裕

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から令和3年4月21日付け大大保第91号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が令和3年3月16日付け大大保第1574号により行った公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、令和3年3月2日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「Aクリニック（大阪市淀川区 - - ）（以下「本件診療所」という。）に対して大阪市保健所が令和2年12月に対応した端緒や内容、結果に関する一切の文書」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書（以下「本件各文書」という。）の存否の応答を拒否すべきものと判断した上で、公開しない理由を次のとおり付して、条例第10条第2項の規定に基づき、本件決定を行った。

記

本件公開請求には特定の事業者名が記載されており、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えることにより、事業者の経営上又は技術上の情報等、条例第7条2号の規定する「事業を営む個人の当該事業に関する情報等であって、当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」を公開することとなるため、条例第9条により、当該公開請求を拒否する。

3 審査請求

審査請求人は、令和3年3月19日、本件決定を不服として実施機関に対し、行政不

服審査法（平成26年法律第68号）第4条第1号に基づき審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

1 審査請求の趣旨

本件決定を取消し、公開決定を求める。

2 審査請求の理由

拒否決定理由として「事業を営む個人に関する情報で、正当な利益を害するおそれがある」としているが、上記クリニックは令和2年12月20日付けで既に廃止されており、営業上の秘密には当たらないため。

請求人が大阪府知事に対し、平成28年6月23日付けで請求した同種事例（B薬局に対する藤井寺保健所の指導監督内容）については、平成28年7月4日付けの薬第1780号で一部開示が認められているため。

第4 実施機関の主張

実施機関の主張は、おおむね次のとおりである。

1 本件各文書の条例第9条該当性について

実施機関では、職務を担当する職員が、医療法に基づく人員配置や構造設備等について医療機関が守るべき基準に違反する疑いがあると認められた場合、対象医療機関の運営に関係のある場所に立ち入り検査を行い、不適切な状態などが確認されれば、自主的な改善を促すために指導を行っている。実施機関からの指導内容に従わなかった場合、弁明の機会を設けた上で、実施機関又は大阪府等が必要な措置を求める命令を行うことができる。この段階での公表は、状況に応じて実施する可能性があるが、検査や指導の対象となった事実について、医療機関名を公表することは、処分等が確定しない情報を公表することであり不適切である。

本件請求は、本件診療所名を明記したうえで、「本件診療所に対し、大阪市保健所が令和2年12月に対応した端緒や内容、結果に関する一切の文書」として公文書の公開を求めているところであるが、審査請求人が求める請求に対して、その存否を答えることにより、本件診療所について通報があった事実の有無や当該通報に対する調査指導等の事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が明らかになると認められる。

本件存否情報を明らかにすると、本件診療所が医療法上の法令違反を行ったかのような憶測を市民に生じさせることにより社会的信用が低下し、本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあり、これは、条例第7条第2号の非公開情報に該当することから、条例第9条に該当するものと判断した。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は、本件診療所が令和2年12月20日付けで事業を廃止しているため、営業上の秘密には当たらず、条例第7条第2号の非公開情報に該当しないと主張しているが、廃業したことにより本件診療所は権利利益の主体とはなり得ないものの、廃業

した診療所の社会的信用に関する市民感情や、廃業した診療所の情報が公開されることで、開設者等個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることを考慮し、非公開に該当すると判断する。

なお、本件診療所は令和2年12月21日付けで移転開設しており、本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがないとは言えない。

また、審査請求人は、平成28年6月23日付けで大阪府に公開請求し、一部公開された事例と同種事例であることを主張しているが、同種事例であるか否かにかかわらず、条例第7条第2号に該当することから非公開としたものである。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。また、第9条において、公開請求に係る公文書の存否を答えるだけで、第7条各号に該当する情報を公開することとなる場合には、当該公開請求を拒否することができる旨規定している。もちろん、条例の解釈及び運用は、これらの規定の趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことは言うまでもない。

2 争点

実施機関は、本件請求に係る公文書の存否を答えることにより、条例第7条第2号に規定する非公開情報を公開することになるとして条例第9条に基づいて本件決定を行ったのに対して、審査請求人は、本件決定を不服であるとして争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件請求に係る公文書の存否を答えることの条例第7条第2号及び条例第9条該当性である。

3 条例第7条第2号及び条例第9条の基本的な考え方

条例第7条第2号の基本的な考え方

条例第7条第2号は、法人その他の団体（以下「法人等」という。）の事業活動や正当な競争は、社会的に尊重されるべきであるとの理念のもとに、「法人等に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は、原則として非公開とすることを定めている。そして、この「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とは、法人等の事業者が保有する生産技術上又は販売上の情報であって、公開す

ることにより、当該法人等の事業者の事業活動が損なわれるおそれがあるもの、経営方針、経理、人事等の事業活動を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって、公開することにより、法人等の事業者の事業運営が損なわれるおそれがあるもの、その他公開することにより、法人等の事業者の名誉、社会的評価、社会的活動の自由等が損なわれるおそれがあるものがこれに当たると解される。

条例第9条の基本的な考え方

条例第9条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにするだけで、第7条各号（非公開情報）の規定により保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に当該公文書の存否を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨規定している。

しかしながら、本条は、公開請求に係る公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否するという例外的な規定であるので、安易な運用は、請求者の公文書公開請求権を侵害することになりかねない。したがって、公文書の存否を明らかにすることにより生じる個人又は法人等の権利利益の侵害や事務事業の支障等を第7条各号の規定の趣旨に照らして具体的かつ客観的に判断しなければならず、通常の公開決定等により対応できる場合にまで、拡大解釈されることのないように、特に慎重な運用に努めなければならないと解される。

本条が適用されるためには、特定の個人又は法人を名指しして、あるいは特定の事項（場所や分野）を限定して公開請求がなされているため、非公開決定（当該公文書が存在しないことを理由とする場合を含む。）を行って、その旨を請求者に通知することにより、何らかの情報が明らかになること（以下「要件1」という。）及び当該情報が条例第7条各号のいずれかに該当すること（以下「要件2」という。）の2つの要件を備えていることが必要であると解される。

なお、本条を適用して公開請求を拒否する必要がある公文書の公開請求については、公文書が存在しない場合に不存在による非公開決定を行い、公文書が存在する場合にのみ公開請求を拒否する決定を行ったのでは、公開請求を拒否する決定を行う場合は公文書が存在していることを公開請求者に推測させる結果となる。よって、特定の個人又は法人を名指しして、あるいは特定の事項（場所や分野）を限定してなされた公開請求については、公文書の存否を示すことにより明らかになる情報が特定の事実がないというものであっても、条例第7条各号に該当し要件2を満たすものとして、公開請求を拒否する必要があると解される。

4 本件請求に係る条例第9条該当性について

要件1 該当性について

本件請求は、本件診療所名を明記したうえで、本件診療所について「大阪市保健所が令和2年12月に対応した端緒や内容、結果に関する一切の文書」と記載して公文書の公開を求めているところ、その趣旨は、令和2年12月に保健所が通報等を端緒に本件診療所を調査指導等したすべての文書の公開を求める請求であると解するのが相当である。

この点、このような、本件診療所を指定しての、同診療所に係る保健所への通報

等とこれを受けて保健所が行った調査指導等の対応に関する一切の公文書の公開を求め請求に対しては、その存否を答えることにより、本件診療所について、保健所への通報等の事実や、当該通報等を受けて保健所が行った調査指導等の事実の有無（以下「本件情報」という。）が明らかになると認められる。

したがって、要件1に該当することが認められる。

要件2 該当性について

次に、上記により明らかになる、本件情報の条例第7条第2号該当性について検討する。

本件情報は、上記で述べた通り、本件診療所について保健所への通報等の事実や、当該通報等を受けて保健所が行った調査指導等の事実の有無である。この点、一般的に、保健所に通報等があったり、保健所の調査指導等を受けたりした医療機関は、その運営等に関して何らかの問題を抱えている医療機関であると受け取られる蓋然性が高いと認められることから、本件診療所についての、保健所への通報等の事実や、当該通報等を受けて保健所が行った調査指導等の事実を明らかにすることで、本件診療所の社会的信用が低下してその事業運営が損なわれ、以て、本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれが生じるものと認められる。

したがって、保健所への通報等の事実や、当該通報等を受けて保健所が行った調査指導等の事実は条例第7条第2号に該当し、要件2に該当することが認められる。

なお、仮に、保健所への通報等の事実や、保健所が行った調査指導等の事実が実際には存在せず、以て対象となる公文書が存在しない場合には、公文書は存在しない旨を明らかにしたところで本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害することにはならない。しかしながら、上記3で述べたとおり、この場合に不存による非公開決定を行うこととすると、条例第9条を適用して公開請求を拒否するときには、対象となる公文書が存在し、以て調査指導等の事実があったことを示してしまうことになる。したがって、保健所への通報等の事実や、保健所が行った調査指導等の事実が実際には存在せず、以て対象となる公文書が存在しない場合でも、条例第7条第2号に該当し要件2を満たすものとして公開請求を拒否すべきである。

審査請求人の主張について

審査請求人は、本件診療所が、本件請求時点より前の令和2年12月20日を以て既に事業を廃止している事実を摘示し、本件情報が公にされたとしても、本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するものではない旨を主張する。

しかしながら、実施機関の説明によれば、上記のとおり、令和2年12月20日を以て事業を廃止した旨の届出を行っていることが認められるものの、その後、令和2年12月21日を以て、本件診療所の管理者と同一の人物が、本件診療所と同一名称の診療所を、他区において開設した旨の届出を行っていることが認められる。この点、実施機関によれば、医療法上の診療所の開設等に係る手続においては、その所在地を移転する場合には、従来の所在地における診療所の廃止の届出を行うとともに、移転後の所在地における診療所の開設の届出を行うとの運用がなされているとのこ

とである。これらの事実を照らせば、本件診療所はその実態において、令和2年12月21日を以て、所在地を他区に移転させたものと解するのが相当である。

また、当審査会の事務局の調査によれば、少なくとも本件決定時においては、移転後の本件診療所が存在していたことが認められる。

以上のことから、本件情報を明らかにした場合、その所在地を移転した後の本件診療所の社会的信用が低下し、本件診療所の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められることから、審査請求人の主張には理由がない。

小括

以上のことから、本件請求は条例第9条に該当する。

5 その他審査請求人の主張について

審査請求人は、同人が平成28年6月23日付けで大阪府に公開請求を行った同種事例では公文書の一部が公開されていると主張している。

しかしながら、審査請求人が示す事例は、大阪府がその具体的事情を踏まえ、大阪府の条例に基づいて判断したものであって、その判断は直ちに本件にもあてはまるものとは言えない上、審査請求人から本件と上記事例との同種性についての具体的な主張はなされていない。

したがって、この点は本件における審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

6 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 曾我部 真裕、委員 川島 裕理、委員 野田 崇

令和3年度諮問受理第2号

年 月 日	経 過
令和3年4月21日	諮問書の受理
令和3年8月10日	実施機関からの意見書の收受
令和4年3月25日	調査審議
令和4年4月28日	調査審議
令和4年5月25日	調査審議
令和4年6月22日	調査審議
令和4年6月30日	答申